

近郊緑地保全区域内行為（変更）届

令和 年 月 日

京都府知事 西 脇 隆 俊 様

届出人住所

氏名
(電話 - -)

近畿圏の保全区域の整備に関する法律第8条第1項の規定により、次のとおり行為の届出をします。

行 為 地		地 名	池沼の場合はその名称 ()				
		面 積					
		現 況	田、畑、山林、宅地、原野、池、沼、その他 () 植生状況 ()				
行 為 の 目 的							
行 為 の 期 間		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
行 為 の 種 類 お よ び そ の 内 容	1 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 (1) 新築 (2) 改築 (3) 増築	1 建築物	規 模	建築面積	m ²	高さ	m
			構 造	木造 鉄筋コンクリート造 鉄骨造 その他 ()			
			屋根仕上げ	日本瓦ぶき スレートぶき その他 ()			
			外壁仕上げ	モルタル塗り しっくい塗り 板張り その他 ()			
		色 彩	屋根 外壁				
		2 建築物を除く工作物	規 模	設置面積	m ²	高さ	m
			構 造	木造 鉄筋コンクリート造 鉄骨造 その他 ()			
			規 格				
	色 彩						
	2 土地の形質の変更 (1) 宅地の造成 (2) 土地の開墾 (3) 土石の採取 (4) 鉱物の掘採 (5) その他 ()	採取または掘採物		種類	数量	m ³	
		土工	切 土	土量	m ³	法面勾配 分 高さ	m
			盛 土	土量	m ³	法面勾配 分 高さ	m
			残 土	土量	m ³	処分方法	
		跡地	利用方法				
	防災措置						
	3 木竹の伐採	伐採林木		森 林	独立木	本	
		樹 種					
		樹 齢		平均	年	年	
		樹 高		平均	m	m	
		伐採方法		皆 伐 ・ 択 伐			
伐採実面積		m ²					
4 水面の埋立又は干拓 (1) 埋立 (2) 干拓	埋立または干拓面積		池沼の一部 (m ²)	池沼全部			
	跡地の防災措置						
	種 類						
5 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	種 類						
	数量	m ³	面積	m ²	高さ	m	

届出行為と実施する行為についての他の法令による規制 1 有 2 無	規 制 法 令	許認可権者	許認可の状況

備考 1 届出をする者が法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称および代表者氏名を記載すること。

2 「行為の種類およびその内容」の「種類」欄については、該当する項目に付した番号に○をつけること。

なお、それ以外の欄のうち、事項を列記した欄にあたっては該当事項を○で囲み（列記した事項に該当しない場合は、「その他」の事項の（ ）内に具体的内容を記入すること。）、空白の欄にあつては所要事項を記入すること。

3 この届には、周辺の状況が分かる現況写真及び行為の種類に応じ、次の図面を添付し、3部（うち正本1部、副本1部、写し1部※1）提出すること。

また、代理人をたてる場合は委任状も添付すること。

行為の種類	図面の種類	明示事項	
建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 ※2	位置図	方位、施行箇所、道路、目標となる地物、建物、交通機関	
	配置図	方位、縮尺、敷地境界線、既存工作物、木竹現況、道路、緑地、植栽、求積、壁面後退値（有効）	
	建築物等	平面図	方位、縮尺、求積
		立面図（4面）	縮尺、材料の種類、仕上げ方法、着色
	構造図（断面図）	縮尺、材料の種類	
土地の形質の変更	位置図	方位、施行箇所、道路、目標となる地物、建物、交通機関	
	計画平面図	方位、縮尺、施行区域、敷地境界線、等高線、付帯工作物、緑地、植栽、求積	
	縦横断面図	縮尺、現況線、計画線、付帯工作物	
	構造図（断面図）	縮尺、材料の種類	
木竹の伐採	位置図	方位、伐採箇所、道路、目標となる地物、建物、交通機関	
	計画平面図	方位、縮尺、伐採区域、敷地境界線、等高線、求積	
水面の埋立又は干拓	位置図	方位、施行箇所、道路、目標となる地物、建物、交通機関	
	平面図	方位、縮尺、施行区域、敷地境界線、等高線、付帯工作物、求積	
	縦横断面図	縮尺、現況線、計画線、付帯工作物	
	構造図（断面図）	縮尺、材料の種類	
屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	位置図	方位、施行箇所、道路、目標となる地物、建物、交通機関	
	平面図	方位、縮尺、施行区域、敷地境界線、付帯工作物、植栽、求積	
	縦横断面図	縮尺、現況線、計画線、付帯工作物	
	構造図（断面図）	縮尺、材料の種類	

※1 部数についての詳細は各土木事務所へ問い合わせること。

※2 建築物その他の工作物について、色彩のみを変更する場合は、位置図、配置図及び立面図を添付すること。

4 既に届出た行為を変更しようとする場合は、既に届出た事項を朱書きし、変更しようとする事項を黒書すること。